区立保育園ネイティブティーチャー派遣 事業候補者選考【一次審査集計結果】

項番・項目		評価の視点	評価係数	配点	A事業者（株式会社インタラック関東南）					
					A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計
Ⅰ　業務実績の評価（事務局採点）										
1　業務実績について【様式4】【様式5】										
（1）	専門技術力（実績）	本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。 【事務局採点基準】 1点：実績なし 2点：過去5年間で、保育園、幼稚園、小学校又は中学校いずれかへの講師派遣実績あり 3点：過去5年間で、保育園又は幼稚園への派遣実績があり、かつ小学校又は中学校への講師派遣実績あり 4点：過去5年間で、保育園及び幼稚園への派遣実績があり、かつ小学校又は中学校への講師派遣実績あり 5点：過去5年間で、保育園、幼稚園、小学校及び中学校全てへの講師派遣実績あり	×2	10	6	6	6	6	6	30
一次審査　小計①			－	10	6	6	6	6	6	30
Ⅱ　見積額の評価（事務局採点）										
1　見積額について【様式8】										
（1）	見積額	参考事業規模に対する見積額により採点 【事務局採点基準】 事業規模に対する提案額（万円未満切り上げ）の割合 1点：80%未満 2点：97.5%以上 3点：95%以上97.5%未満 4点：87.5%以上95%未満 5点：80%以上87.5%未満	×4	20	12	12	12	12	12	60
一次審査　小計②			－	20	12	12	12	12	12	60
Ⅲ　配置計画等の評価										
1　ネイティブティーチャーの配置計画及びスケジュール等について【様式6】										
（1）	配置計画、スケジュール	ネイティブティーチャーの配置計画及び進行管理が適切か。	×4	20	16	16	16	16	16	80
（2）	業務の継続性を担保する体制	ネイティブティーチャーが事故等により不在となった場合に、同等の人員を配置するなど、業務の継続性を担保する体制が確保されているか。	×4	20	16	16	20	12	16	80
一次審査　小計③			－	40	32	32	36	28	32	160
Ⅳ　企画提案の評価										
1　ネイティブティーチャー派遣の考え方について【様式7】企画提案書項番1										
（1）	基本理念	業務の目的を踏まえた、ネイティブティーチャーを派遣することについての方針が明確かつ適切か。	×4	20	16	12	16	12	12	68
2　ネイティブティーチャー派遣の採用・研修について【様式7】企画提案書項番2										
（1）	採用・雇用形態	実施のための適切な人員を採用できる体制が整えられているか。（適正な種別の就労資証を有する者の採用体制等）	×4	20	16	20	20	16	12	84
（2）	研修体制・内容	研修の体制と内容が、ネイティブティーチャーが質の高い英語による活動をするために効果が期待でき、かつ保育の実施に関わる基本的事項を踏まえた活動を行うことができるものとなっているか。	×4	20	12	20	16	16	16	80
（3）	不適切保育防止の取組	派遣先の保育園における、ネイティブティーチャーによる乳幼児への不適切な関わりを防止するための取組（採用時の確認・研修等）を行っているか。	×4	20	12	16	16	16	16	76
3　ネイティブティーチャー派遣の実施体制について【様式7】企画提案書項番3										
（1）	乳幼児への活動内容	乳幼児に対して効果的な活動内容となっているか。	×6	30	18	30	24	24	24	120
（2）	勤務評価及び評価後の指導体制	ネイティブティーチャーの勤務に対する適切な評価とそれに基づく指導体制が確保されているか。	×2	10	8	8	8	8	8	40
（3）	子ども家庭支援部、保育園との連携体制	子ども家庭支援部、保育園との円滑な連携が可能な体制が確保されているか。	×4	20	16	16	16	12	16	76
4　緊急時対応について【様式7】企画提案書項番4										
（1）	乳幼児、保護者、保育士との間にトラブルが生じた場合	園児、保護者、保育士とそれぞれトラブルが発生した場合、適切な対応が可能な体制が確保されているか。	×4	20	16	12	16	12	16	72
一次審査　小計④			－	160	114	134	132	116	120	616
一次審査　合計（①+②+③+④）			－	230	164	184	186	162	170	866
満点			-							1,150
基準点（最低ライン）※満点の60%			-							690

【地域貢献活動による加点項目】
ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%（小数点以下切上げ）を一次評価点に加点します。
※事務局採点配点の満点（30点×5人＝150点）の5%は8点なので、最大40点（8点×5項目）加点されます。

ア	区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	－	8	該当しない	0
イ	ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	－	8	該当しない	0
ウ	障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	－	8	該当しない	0
エ	環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	－	8	該当しない	0
オ	災害協定活動に対する評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点	－	8	該当しない	0
加点項目　合計			－	40	―	0
一次審査　合計（地域貢献活動による加点項目を含む）					866	